

福井県建設工事等競争入札参加者資格審査事務処理要領

(趣旨)

第1条 建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の6に基づく資格審査の事務処理は、この要領の定めるところによるものとする。

(入札参加資格の認定)

第2条 競争入札参加資格（以下「資格」という。）の認定は、福井県発注建設工事等入札参加資格審査会の審査を経て行うものとする。

(資格審査申請者が有すべき営業所等)

第3条 告示3(5)アに規定する「独立した営業所」とは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営業所への入口が他の有資格者の営業所と同一でないこと（ビルのワンフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、当該営業所の入口が同一でないこと。）。
 - (2) 同一のフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、次に掲げる要件を満たす間仕切り等で区別されていること。
 - ア 天井までの高さがあること。
 - イ 他の有資格者の営業所で行われる会話を容易に聞き取ることができない構造であること。
 - ウ 容易に移動させることができないものであること。
 - (3) 入札契約手続に使用する電話、ファクシミリ装置およびパーソナルコンピュータを他の有資格者と共用していないこと。
 - (4) 法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類が他の有資格者の書類と混同していないこと。
 - (5) 建設業の事業に関する業務に従事する者が当該業務を行うための机その他の什器および設備を他の有資格者と共用していないこと。
- 2 告示3(5)イに規定する「競争入札に関する業務に従事する者」とは、法第3条第1項の許可に係る代表者をいうものとする。
- 3 前項の規定は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に掲げる事業協同組合の代表者には適用しない。

(知事が別に定める資格審査の申請期間)

第4条 告示4(2)に規定する知事が別に定める期間は、次の表のとおりとする。

種類	申請することができる期間	審査基準日	摘要
建設工事	毎年度の5月1日から5月31日まで	申請期間が属する年度の前年度の1月1日	県内業者
	毎年度の8月1日から8月31日まで	申請期間が属する年度の4月1日	県内業者および 県外業者
	毎年度の11月1日から11月30日まで	申請期間が属する年度の7月1日	県内業者
	平成23年度および同年度から隔年度のごとの2月1日から2月28日まで	申請期間が属する年度の10月1日	県内業者および 県外業者
測量業務等 および道路 清掃業務	毎年度の5月1日から5月31日まで	申請期間が属する年度の前年度の1月1日	県内業者
	毎年度の8月1日から8月31日まで	申請期間が属する年度の4月1日	県内業者および 県外業者

	毎年度の11月1日から11月30日まで	申請期間が属する年度の7月1日	県内業者
	平成24年度および同年度から隔年度のごとの2月1日から2月28日まで	申請期間が属する年度の10月1日	県内業者および 県外業者

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1号に規定する県内建設業者または県内企業体の構成員が告示12(1)の規定により資格を取り消された業種については、告示4(2)の規定による資格審査の申請をすることができない。
- 3 経常建設共同企業体および経常建設共同企業体の構成員に係る告示4(2)の規定による資格審査の申請の取扱いについては、次に掲げるところによる。
- (1) 資格を有すると決定された建設業者により結成された経常建設共同企業体にあつては、当該建設業者の資格が有効となった日から6か月を経過した日以降において、当該経常建設共同企業体を構成する建設業者が資格を有している同一の種類の建設工事に係る資格審査の申請をすることができるものとする。この場合においては、当該経常建設共同企業体の入札参加資格を決定し、有効とすると同時に、当該経常建設共同企業体を構成する建設業者が有している同一の種類の建設工事に係る入札参加資格を取り消すものとする。
- (2) 資格を有すると決定された経常建設共同企業体を構成する建設業者にあつては、当該経常建設共同企業体の資格が有効となった日から6か月を経過した日以降において、当該経常建設共同企業体が資格を有する同一の種類の建設工事に係る資格審査の申請（別の経常建設共同企業体を結成して行う資格審査の申請を含む。）をすることができるものとする。この場合においては、経常建設共同企業体を構成する建設業者または当該建設業者が結成する別の経常建設共同企業体の資格を決定し、有効とすると同時に、当該経常建設共同企業体の有する同一の種類の建設工事に係る資格を取り消すものとする。

(算定基準)

第5条 建設工事に係る資格の認定および格付けは、共通項目点数と特別項目点数を合計した総合点数を基準とする。ただし、県外に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち同項の許可に係る営業所をいう。）を有する建設業者（以下「県外業者」という。）および構成員のいずれかが県外業者である経常建設共同企業体（以下「県外企業体」という。）については、特別項目点数を算定しない。

(共通項目点数)

第6条 共通項目点数は、法第27条の29の規定に基づく、審査基準日直前の決算日を基準とする総合評定値とする。

(特別項目点数)

第7条 特別項目点数は、告示6(1)に掲げる項目ごとに下表に掲げる方法で算出した各点数（少数点以下第1位を四捨五入する。）の和とする。

分野	項目	算定方法	対象
技術力	(1) 工事成績	審査基準日の直前2年間に完成検査が行われた県発注工事に係る工事成績評点要領第9条第2項に定める総評点またはその平均点に基づき、共通項目点数に別表1に掲げる割合を乗じて得た数を加減点する。	該当業種

	(2) 優良工事表彰等	<p>ア 審査基準日の直前2年間において、次に掲げる表彰を受けた者について、次のとおり加点する。ただし、複数の表彰を受けている場合であっても重複して加点しない。</p> <p>(ア) 「福井県優良工事等事業者表彰要綱」の規定に基づき、優秀賞または特別賞の表彰を受けた者にあつては、共通項目点数に3/100を乗じて得た数を加点する。</p> <p>(イ) 「福井県優良工事等事業者表彰要綱」の規定に基づき優良賞の表彰を受けた者（(ア)に該当しない者に限る。）にあつては、共通項目点数に2/100を乗じて得た数を加点する。</p> <p>(ウ) 県の出先機関の優良工事表彰を受けた者（(ア)および(イ)に該当しない者に限る。）にあつては、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。</p>	該当業種 (特別賞は、全業種)
		<p>イ 審査基準日の直前2年間において、福井県内で施工した公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）に関して、当該公共工事の発注者から優良工事表彰を受けた者について、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。ただし、複数の表彰を受けている場合であっても重複して加点しない。</p> <p>ウ 審査基準日の直前2年間において、福井県内で施工した公共工事に関して、厚生労働大臣または都道府県労働局長から労働安全衛生に係る表彰を受けた者について、共通項目点数に1/100を乗じて得た数を加点する。ただし、複数の表彰を受けている場合であっても重複して加点しない。</p>	該当業種
	(3) 安全管理措置の不適切に基づく指名停止措置	<p>審査基準日の直前2年間において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「停止要領」という。）別表第1の第5号から第8号に基づく警告、注意または指名停止（以下「指名停止等」という。）の措置を受けた者について、当該措置1件につき共通項目点数に別表2に掲げる割合を乗じて得た数を減点する。</p>	全業種
	(4) ISO9001の認証取得	<p>資格審査の申請期間の末日において、ISO9001の認証を取得している者について、共通項目点数に2/100を乗じて得た数を加点する。</p>	全業種
経営力	(5) 経営状況	<p>法第27条の23第2項第1号に基づき審査基準日の直前1年間における事業年度の決算日を基準に行われた経営状況分析の結果に係る数値に基づき、共通項目点数に別表3に掲げる割合を乗じて得た数を加点する。</p>	全業種
	(6) 経営基盤強化（アからエまでを通じて加点することができる割合の上限は、10/100とする。）	<p>ア 2以上の個人による会社の設立、会社の合併または営業の譲り受け（以下「合併等」という。）を行った者で土木部長が別に定めるものについて、次のとおり加点する。</p> <p>(ア) 合併等を行った日から起算して3年を経過する日までは、共通項目点数に10/100を乗じて得た数を加点する。</p> <p>(イ) 合併等を行った日から起算して3年を経過する日の翌日から5年を経過する日までは、共通項目点数に5/100を乗じて得た数を加点する。</p>	該当業種

		<p>イ 経常建設共同企業体で土木部長が別に定めるものについて、共通項目点数に 5/100 を乗じて得た数を加点する。</p> <p>ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定に基づく協業組合で土木部長が別に定めるものについて、共通項目点数に 5/100 を乗じて得た数を加点する。</p> <p>エ 審査基準日の直前 2 年間に「建設業新分野進出支援補助金実施要領」に基づく建設業新分野進出支援補助金の交付を受けた者について、共通項目点数に 5/100 を乗じて得た数を加点する。</p>	全業種
信頼性	(7) 不正行為等に基づく指名停止措置等	審査基準日の直前 2 年間に於いて、停止要領に基づく指名停止等（表中(3)に係るものを除く。）または指名除外（経営不振によるものを除く。）の措置を受けた者について、当該措置 1 件につき、共通項目点数に別表 4 に掲げる割合を乗じて得た数を減点する。	全業種
	(8) 監督処分	審査基準日の直前 2 年間に於いて、法第 28 条および第 29 条に基づく指示、営業停止または許可の取消しの処分（以下「監督処分」という。）を受けた者について、当該処分 1 件につき、共通項目点数に別表 5 に掲げる割合を乗じて得た数を減点する。	全業種
社会性	(9) ISO14001 等の認証取得	資格審査の申請期間の末日において、ISO14001 またはエコアクション 21 のいずれかの認証を取得している者について共通項目点数に 2/100 を乗じて得た数を加点する。	全業種
	(10) 障害者雇用	審査基準日の前日の属する年度において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）附則第 4 条の規定による障害者雇用報奨金の支給を受けている者について、共通項目点数に 1/100 を乗じて得た数を加点する。	全業種
	(11) 次世代育成雇用環境整備	<p>ア 資格審査の申請期間の末日において、次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定に基づき一般事業主行動計画を策定しその旨を労働局に届け出ている者にあつては共通項目点数に 1/100 を加点し、同法第 13 条の規定に基づき認定を受けている者にあつてはさらに共通項目点数に 1/100 を乗じて得た数を加点する。</p> <p>イ 審査基準日の前日の属する年度またはその前年度において、「父親子育て応援企業知事表彰実施要綱」に基づき表彰を受けた者について、共通項目点数に 1/100 を乗じて得た数を加点する。</p>	全業種
	(12) 緊急災害時等における貢献度	ア 資格審査の申請期間の末日において、災害協定を締結している者 3/100	該当業種
<p>イ 審査基準日の属する年度またはその前年度において、県または市内の市町と除雪作業に係る契約（土木部長が適当と認めるものに限る。）を締結している者 3/100</p> <p>ウ イに規定する除雪契約を審査基準日の属する年度において県と締結している者のうち、当該契約に係る除雪作業を自社で所有またはリース保有する除雪用機械（土木部長が適当と認めるものに限る。）で行う者 2/100（リース保有の場合にあつては、1/100）</p>		土木一式工事	

	エ 資格審査の申請期間の末日において、消防団協力事業所表示証を取得している者（主たる営業所について所得している場合に限る。） 1/100 オ アからエまでに掲げるもののほか、緊急に災害対応業務に従事したことにより人命の救助、県土の保全等に著しい貢献をしたと認められる者のうち、特に加点評価をすることが適当であると知事が認める者 5/100 以内	全業種
--	---	-----

（資格の認定および格付けの基準点）

第8条 資格の認定および格付けは、第3条の規定により算定された総合点数および次表の基準点に基づいて業種ごとに決定するものとする。

- (1) 県内業者（県内に主たる営業所を有する建設業者（以下「県内建設業者」という。）および県内に主たる営業所を有する建設業者で構成された経常建設共同企業体（以下「県内企業体」という。））

業種 \ 等級	A	B	C	D
土木一式	880 以上	760 以上	630 以上	630 未満
建築一式	810 以上	700 以上	640 以上	640 未満
電気	760 以上	670 以上	670 未満	—
管	790 以上	680 以上	680 未満	—
鋼構造物	770 以上	650 以上	650 未満	—
ほ装	710 以上	710 未満	—	—
塗装	690 以上	690 未満	—	—
造園	690 以上	690 未満	—	—
上記以外の業種	基準点を設けない。			

- (2) 県外業者および県外企業体

業種 \ 等級	A	B	C
土木一式・建築一式	1100 以上	900 以上	800 以上
電気・管・鋼構造物	950 以上	850 以上	700 以上
ほ装・塗装・造園	900 以上	700 以上	—
上記以外の業種	700 以上		

（県内業者の資格の認定および格付け）

第9条 県内建設業者の資格の認定および格付けは、前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 資格の適用開始の日の直前2年間において、業種について、資格者名簿に登載されなかった者（以下「新規業者」という。）は、前条第1号に定める基準点に基づく格付けの一等級下位の格付けを行う。ただし、最下級の格付けの基準点を有するものについては、最下級の格付けを行う。
- (2) 審査基準日の直前2年間において停止要領別表第2各号に基づく指名停止措置を受けた者については、資格審査申請時において資格者名簿に登載されている格付けよりも上位等級の格付けはしない。また、資格審査申請時において資格者名簿に登載されている業種以外の業種については、資格を認定しない。
- (3) 次のアからエまでに掲げる業種については、次の事項のすべてを満たしている者をA等級に格付けする。

ア 土木一式工事、管工事および鋼構造物工事

- (ア) 特定建設業許可を有していること。
- (イ) 直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。

イ 建築一式工事

- (ア) 特定建設業許可を有していること。
- (イ) 直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- (ウ) 審査基準日の直前4年の事業年度において、一件7千万円以上の元請工事を施工した実績を有すること。

ウ 電気工事

直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。

エ ほ装工事

- (ア) 特定建設業許可を有していること。
- (イ) 直前2回の資格者名簿に登載されていること。
- (ウ) 次の建設機械をすべて所有（リース期間が資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものを含む。以下同じ。）していること。
 - a ほ装幅（伸長時）が3.3m以上のアスファルトフィニシャー
 - b 車輛の重量が8t以上のタイヤローラー
 - c 車輛の重量が10t以上のマカダムローラー

(4) 資格の適用開始の日の直前2年間に於いて資格者名簿に登載された者が、資格者名簿に登載された格付けの基準点を満たさないときは、当該格付けの1等級下位に格付けする。

(5) 前条第1号の表中「上記以外の業種」については、入札の適正な執行を図るため、審査基準日の直前2年の事業年度において当該業種に係る施工実績がある場合には、必要に応じて資格を認定するものとする。

2 県内企業体の資格の認定および格付けは、前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 当該県内企業体の構成員（以下「構成員」という。）のいずれかが、審査基準日の直前2年間に於いて停止要領別表第2各号に基づく指名停止措置を受けている場合には、資格審査申請時に於いて資格者名簿に登載されている格付けよりも上位等級の格付けはしない。また、資格審査申請時に於いて資格者名簿に登載されている業種以外の業種については、資格を認定しない。

(2) 次のアからエまでに掲げる業種については、次の事項のすべてを満たしている者をA等級に格付けする。

ア 土木一式工事、管工事および鋼構造物工事

- (ア) 構成員のいずれかが特定建設業許可を有していること。
- (イ) 当該県内企業体もしくは構成員のいずれかの直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。

イ 建築一式工事

- (ア) 構成員のいずれかが特定建設業許可を有していること。
- (イ) 当該県内企業体もしくは構成員のいずれかの直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。
- (ウ) 当該県内企業体もしくは構成員のいずれかが、審査基準日の直前4年の事業年度において、一件7千万円以上の元請工事を施工した実績を有すること。

ウ 電気工事

当該県内企業体もしくは構成員のいずれかの直前2回の格付けがA等級またはB等級のいずれかであること。

エ ほ装工事

- (ア) 構成員のいずれかが特定建設業許可を有していること。
- (イ) 当該県内企業体もしくは構成員のいずれかが直前2回の資格者名簿に登載されている

こと。

- (3) 当該企業体の構成員のいずれかで、次の建設機械をすべて所有していること。
- a ほ装幅（伸長時）が3.3m以上のアスファルトフィニシャー
 - b 車輛の重量が8t以上のタイヤローラー
 - c 車輛の重量が10t以上のマカダムローラー

（県内業者の格付けの変更）

第10条 A等級に格付けされた県内業者が前条第1項第3号または第2項第2号に規定する事項のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業者のA等級の格付けを取り消し、B等級の格付けを新たに行う。

（県外業者の格付け）

第11条 県外業者の新規業者にあつては、第8条の規定にかかわらず、同条第2号に定める基準点に基づく格付けの1等級下位の格付けを行う。ただし、最下級の格付けの基準点を有するものについては、最下級の格付けを行う。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項については、土木部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月15日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の規定は、平成22年度を基準年度とする資格審査から適用する。
- 2 平成22年度を基準年度とする資格審査においては、改正後の第7条の表(6)エの規定にかかわらず、平成22年12月31日までに建設業新分野進出支援補助金の交付を受けている場合には、審査基準日の前日に交付を受けているものとみなす。

別表 1

工事成績の内容	完成検査が行われた県発注工事の数	乗じる割合	加減点の別
総評点の平均点が80点以上の場合	1	5/100	加点
	2以上	10/100	
総評点の平均点が75点以上80点未満の場合	1	2.5/100	
	2以上	5/100	
総評点の平均点にかかわらず、総評点が60点未満の工事がある場合		5/100	減点

別表 2

指名停止等措置の内容	乗じる割合
警告もしくは注意または指名停止の期間が1か月未満	1/100
指名停止の期間が1か月以上2か月未満	2/100
指名停止の期間が2か月以上3か月未満	3/100
指名停止の期間が3か月以上4か月未満	4/100
指名停止の期間が4か月以上	5/100

別表 3

経営状況分析の結果に係る数値	乗じる割合
1,000以上1,100未満	1/100
1,100以上	2/100

別表 4

指名停止等措置および指名除外の内容	乗じる割合
警告または注意	2/100
指名停止（除外）の期間が1か月未満	4/100
指名停止（除外）の期間が1か月以上2か月未満	6/100
指名停止（除外）の期間が2か月以上3か月未満	8/100
指名停止（除外）の期間が3か月以上	10/100

別表 5

監督処分の内容	乗じる割合
指示	2/100
営業停止の期間が10日未満	4/100
営業停止の期間が10日以上30日未満	6/100
営業停止の期間が30日以上	8/100
許可取消し	10/100